

## 通所サービス等利用促進事業事務処理要領

### 1 目的

障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動事業所、旧体系の通所施設及び短期入所事業所（以下「通所サービス等」という。）における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

また、東日本大震災の影響により、電力需給対策の一環として、一部の企業等において土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）を出勤日として取扱うことに伴い、土日のサービス提供を行う障害福祉事業所等へ助成する。

### 2 事業の内容

(1) 事業の実施主体は市町村とする。

(2) 次のいずれにも該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービス等の利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

ア 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること。

① 通所による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所又は短期入所事業所

注1 多機能型事業所については、一の事業所として取扱うものとする。

注2 障害者支援施設が通所による上記サービスを行う場合も含むものとする。

注3 基準該当事業所は含まないものとする。

注4 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

注5 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

② 旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は各入所施設の通所部

注 分場については、本体施設と併せて一の事業所として扱うこと（分場の

み独立した助成対象となるものではないこと)。

- イ 本事業の助成申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回以上であること。(短期入所事業所を除く。)
  - ウ 1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。(短期入所事業所を除く。)
  - エ 短期入所事業所については、短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所間の送迎を行った場合について、本事業の対象とすること。
- (3) 本事業は、事業所が自ら送迎を行う場合のほか、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とはならないことに留意されたい。

### 3 助成額

#### (1) 通所サービス事業所

1事業所につき、3,000千円(年額)と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額を基準とする。

なお、新規に開設する事業者の増などの要因により、この基準単価により難しい場合には、利用者階級別の単価を設定する等の工夫を行われたい。

#### (2) 短期入所事業所

利用者1人につき、片道1,860円とする。

### 4 利用者負担

本事業の実施に当たって、燃料費相当の実費を除き、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

なお、生活介護及び短期入所については、報酬上、送迎に要する費用を一定程度評価しており、これを当該燃料費へ充当することが可能であることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと。この場合であっても、通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合については、この限りではない。

### 5 補助割合

#### (1) 通所サービス

国：1/2、都道府県：1/4、当該事業所が所在する市町村：1/4

注 市町村の負担割合について、これにより難しい場合については、支給決定者数の割合による按分等、他の方法によることも可能である(資料1を参照のこと)。

#### (2) 短期入所

国：1/2、都道府県：1/4、支給決定市町村：1/4

注 ただし、通所サービスと短期入所の実施方法が異なることで支障が生じる場合については、(1)と同様の実施方法としても差し支えないものとする。

## 6 実施時期

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

## 7 電力需給対策に伴う送迎サービスの実施等について

東日本大震災の影響により、電力需給対策の一環として、一部の企業等において土日出勤日として取扱うことに伴い、土日のサービス提供を行う事業所等については、取扱いを次のとおりとする。

### (1) 共通事項

ア 助成の決定に当たり、各市町村は電力需給対策に伴う土日の新たなサービス需要の把握を行い、これに基づき決定を行うこと。

イ 補助率については、国1/2、都道府県1/4、当該事業所が所在する市町村1/4とする。障害児施設の場合は、国1/2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1/2とする。（障害児施設については、下記(3)の運営費の助成の場合のみ）

ウ 事業の実施時期は平成23年7月1日からとする。

### (2) 送迎サービスの実施について

ア 対象事業所については、基準該当事業所を含むものとする。

イ 「2 事業の内容」の(2)のイ、ウについては、地域の実情に応じた柔軟な運用を妨げないものとする。

ウ 「3 助成額」については、1事業所につき月額26千円以内とする。

なお、「2 事業の内容」に基づき、既に助成されている額とは別に助成を受けることができるものとする。

### (3) 土日に開所するサービス事業所等への運営費の助成について

ア 助成額については、1事業所当たりの基準月額から、電力需給対策の影響により土日にサービスを利用する者の報酬額の総額を差し引いた額とする。

イ 1事業所当たりの基準月額については、

- ① 生活介護事業所、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧知的障害者通所更生施設については、291千円
- ② 児童デイサービス事業所については、276千円
- ③ 知的障害児通園施設については、278千円
- ④ 肢体不自由児通園施設については、183千円

- ⑤ 難聴幼児通園施設については、486 千円とする。

## 8 運用上の留意事項について

- (1) 本事業における本事務処理要領については、標準的な考え方をお示ししたものであり、各都道府県の実情を踏まえた柔軟な運用を妨げるものではないものである。
- (2) 通所サービスに係る本事業は、1年間の送迎に要する費用を助成するものであること。なお、平成21年4月1日以降に新規に設立する事業所の助成額については、指定月以降の当該年度における残りの月数で3,000千円を按分すること。
- (3) 新体系における多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこと。ただし、事業所ごとに送迎が別に行われている場合など、都道府県が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (4) 2の(2)のウの要件に満たない事業所についても、都道府県が利用者の実態等を踏まえ、本基金の配分額の範囲内で対象とすることも差し支えないが、3に示す基準単価を適用するのではなく、送迎の実施規模に応じた適切な単価を設定すること。
- (5) 助成単価等について都道府県が別に定める場合については、本事業の実施に当たっての公平性を確保する観点から、少なくとも、都道府県ごとに同一の基準によることとし、市町村ごとに取扱いが異なるような運用は行わないこと。